## 告 示

# 埼玉県議会告示 第一号

玉県議会の保有する個 和 五. 年三月二十 · 四 日 人 情 報  $\mathcal{O}$ 保護 12 関 する 条例 施行 規 程 を次  $\mathcal{O}$ よう に 定 8 る

埼 玉 県 議 会議 長 中 屋 敷 慎

玉 県 議 会  $\mathcal{O}$ 保 有す る 個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 保 護 に 関 する条例 施 行 規 程

(趣旨)

第 年 一条  $\otimes$ るもの -埼玉県 ۲ 条例 とす  $\mathcal{O}$ 規 رِ چ 第五十 程 は 埼 \_ 号。 玉県 議会 以下  $\mathcal{O}$ 「条例」 保 有す لح る 11 個 う。 人情 報  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 施 保 行 護 に に 関 関 す る条 必要な事項を定 例 **令** 和 兀

(用語)

第二条 こ の 規 程 に お 11 て 使用する 用 語 は、 条 例 に お V て使用する用 語  $\mathcal{O}$ 例 ょ る。

(個

人

識

別

符号)

第三条 掲げるものとする 条例第二条第二 項  $\mathcal{O}$ 議 長 が 定 める文字、 番号、 記 号そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 符 뭉 は 次 に

めに が 確保され 次に 変換した文字、 掲 げる身体の るよう、 適切な 番号、 特徴  $\mathcal{O}$ 範囲 記号そ 11 ず を適切 れ 0) カコ 他の を な 特 符号 手法 定  $\mathcal{O}$ 個 に ょ 人 を り 電子計算機 識 別 すること  $\mathcal{O}$ 用 が に できる 供 す る 水 た 準

イ 細 胞 カュ 5 採取さ れたデ オキ シ IJ ボ 核 酸 (別 名 D Ν A を 構 成 す る 塩 基  $\mathcal{O}$ 配

列

口 顔  $\mathcal{O}$ 骨 格 及 び 皮 膚  $\mathcal{O}$ 色 並 び に 目 鼻、 口 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 顔  $\mathcal{O}$ 部 位  $\mathcal{O}$ 位 置 及 び 形 状

に ょ 0  $\mathcal{T}$ 定まる 容

ノヽ 虹 彩  $\mathcal{O}$ 表面  $\mathcal{O}$ 起伏 に ょ り 形 成 さ れ る 状  $\mathcal{O}$ 模様

= 発声  $\mathcal{O}$ 際  $\mathcal{O}$ 声 帯  $\mathcal{O}$ 振 動 声 門  $\mathcal{O}$ 開 閉 並 び に 声道  $\mathcal{O}$ 形 状及 び そ  $\mathcal{O}$ 変化

ホ 歩行  $\mathcal{O}$ 際  $\mathcal{O}$ 姿勢及び )両腕  $\mathcal{O}$ 動 作、 歩幅 そ  $\mathcal{O}$ 他 0 歩 行  $\mathcal{O}$ 態 様

 $\sim$ るその 手の 静 ひら又は 脈 の形 手 状  $\mathcal{O}$ 甲 若 は 指  $\mathcal{O}$ 皮 下  $\mathcal{O}$ 静 脈  $\mathcal{O}$ 分 岐 及  $\mathcal{U}$ 端 点 に ょ 0 て 定 ま

指紋 又は 掌紋

及び 健康保 同 条第 険法 十二項 (大 正 +に規定する被保険者等記号 年 法 律 第 七 + 号) 第三条第十 番号 項 に 規 定す る 保 険 者

三 船員 及 U 同 条第 険 法 + (昭 項 和 に規 兀 定す 年 法 る 律 被 第 保 七 十三号) 険 者等 記号 第二条第 番 +項 に 規 定す る 保 険 者

兀 旅 昭 和二十 -六年法 律 第二百六十 -七号) 第六条第 <del>--</del> 項 第 \_\_ 号  $\mathcal{O}$ 旅 券  $\mathcal{O}$ 

- 五.  $\mathcal{O}$ 規定 兀 入 とする旅 第 玉 項第五 券 及 び (日 号  $\mathcal{O}$ 本 民 在 玉 認 留力 政 府  $\mathcal{O}$ (昭 発行 k  $\mathcal{O}$ 和二十六年政令第三百十 番号 した ŧ  $\mathcal{O}$ を除 く。  $\overline{\phantom{a}}$  $\mathcal{O}$ 九 番 号 及 号) CK 第二条第 同 法 第 五. + 九
- 六 項に規定する保 私立学校教 職 員 険者 (共済 番号 法 及び (昭 加 和二十八年 入者等 記 号 法 第二百 番号 兀 + 五 号 第 兀 五. 条 第
- 七 項に 国家公務員共済組 規定する保険者番号及 合法 (昭 び組合員等記号 和三十三年 法律 第百二 +八 号) 第 百 一十二条  $\mathcal{O}$ 第
- 八 規定す 国民 保険 康保 険法 者番号及び (昭和三十三年法律第百九十二号) 被保険者記号 番号 第百十 \_ 条  $\mathcal{O}$ 第 項 に
- +九 道路 国民年 交 通 法 昭昭 昭 和 和三十四年 三十五 年 法 法 律 第百 五. 兀 号) 第 九 十三条第 項 第 \_\_ 号  $\mathcal{O}$ 免 証

金法

(律第百

+

<del>\_</del>

号)

第十

兀

条

に

規

定

す

る

基

礎

年

金

- +\_  $\mathcal{O}$ 番号 方 公 務員等共済組 合 法 (昭 和三十 七 年法 律第百 五 十二号) 第 百 兀 十 兀 条
- 住民 住 民 基本台帳 コ K 項 法 に規定す (昭 和四 十二年法律第八 : 険者 +一 号) 第七条第十三号 Ė 規 定 す

 $\mathcal{O}$ 

二十四

の二第一

る

保

番号及

び

組合員等

記号

•

番号

- 十三 ||被保険 雇用 者 保 証 険 法施  $\mathcal{O}$ 保 行 険者番 規 則 (昭 和 Ŧī. + 年 労 働省令第三号) 第十条第 項  $\mathcal{O}$ 雇 用 保
- 十四四 の二第 高 者 0 項 医療 Œ 規  $\mathcal{O}$ 定す 確保 る保 に 関す 険 者 る 番号及 法 律 昭 び 被保 和 五. 険者 七 年法 番 묽 律 第 八 十号) 第 百 六 +
- 十五 する特例  $\mathcal{O}$ 番号 日本国 法 平  $\mathcal{O}$ 成三 平 和 条約 年 法 律 に 第 基づ 七 + き 日本 号) 0 第 玉 籍 八 条 を 離脱 第 \_ 項第三号 た者等  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 特 出 別 入 永 玉 住 管 者 理 証 明 関
- 十六 番号 及び保 介護 保 険者番 険 法 伞 号 成 九 年 法 律 第 百二十三号) 第十二条第三 項  $\mathcal{O}$ 被 保 険 者 証  $\mathcal{O}$
- 七 (平成二十五年法 行政手続におけ 律 る 第二十七 特 定  $\mathcal{O}$ 号) 個 人 第二条第五 を識 別 す る 項に た  $\emptyset$ 規  $\mathcal{O}$ 定す 番 号 る  $\mathcal{O}$ 個 利 人 用 等 12 す る

### 要配慮個 人情 報)

- 第 四条 内 容とす  $\mathcal{O}$ K 条例第二条第三項 記  $\mathcal{O}$ げ 述等 る 害が 体 本 あ 障 害、 る こと。  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 病歴又は 知 議 長が 的 障 害 定 犯罪  $\otimes$ 精 る 神  $\mathcal{O}$ 記 経歴 述等 障 害 に該当す は 発 達 次 障 に るも 害 掲 げ を  $\mathcal{O}$ 含 る を除 事 む。 項 <  $\mathcal{O}$ そ 1 ず  $\mathcal{O}$ とする。 他 れ カュ  $\mathcal{O}$ を
- 害者福 祉 法 昭昭 和二十 · 四 年 法 律第二百 八 十三号) 別 表に 掲 げ る

## 上の障害

- 口 害者福 祉 法 (昭 和 三十五年 法 律 中第三十七1 号) に い う 知 的 障
- ハ 号) に 神 保 V う精 健 及 神 び 障 精 害 神 障 ( 発 害 達 者 障 福 害者支援 祉 に . 関 す 法 る 法律 伞 成十 昭昭 六年 和二十五 法 律 第 年 百六十七 法 律 :第百 二十三 号)
- 項 に 規 定 する 発 達 障 害を含み 口 に 掲げ る ŧ  $\mathcal{O}$ を 除
- 三号) 生活 治 及 療方 第 び 四条第一 法 社会生活 が 確 <u>\frac{1}{1}</u> 項 を L 総合  $\mathcal{O}$ て 政 V 令で 的 な に 11 支援 疾病 定  $\emptyset$ るも す その る た 他  $\mathcal{O}$  $\emptyset$ に  $\mathcal{O}$ よる障 特  $\mathcal{O}$ 法 殊 律 0 害 疾 伞 病  $\mathcal{O}$ 成十 程 で あ 度 七 が 0 年法 同 て 項 障 害者 律第百二  $\mathcal{O}$ 厚生  $\mathcal{O}$ 労 日 +常

大臣

が

定

 $\Diamond$ 

る程

度

で

あ

る

 $\mathcal{O}$ 

- $\mathcal{O}$ 他 本  $\mathcal{O}$ に 検 査 対 11 う。 同 て 号に 医 師そ お ょ ŋ V  $\mathcal{O}$ 行 て 他 医 「 健 わ 療 れ 康診断 た に 疾病 関 連 等 す  $\mathcal{O}$ 予 る と 防 職 V 務 及 う。 び に 卓 従 期 事 す  $\mathcal{O}$ 発 結果 る者 見  $\mathcal{O}$ た 次 め 号  $\mathcal{O}$ 12 健 お 康 11 診 て 医
- 三 て、 は 健康 剤 本 人に 診 が 行 断 われ 対 等 L 0 たこと。 て 結 医師等 果 に基 づ に き、 ょ り 又は 心 身 疾  $\mathcal{O}$ 病、 状 態 負傷その  $\mathcal{O}$ 改 善  $\overline{\mathcal{O}}$ 他 た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 心身  $\mathcal{O}$ 指 導  $\mathcal{O}$ 又 変 は 化 診 を 療 理 若 由 لح <
- 兀  $\mathcal{O}$ 本  $\mathcal{O}$ を 刑 被 事 事件 疑者 又 に は 関 被 する手続 告 人 لح が L 行 て わ れた 逮 捕 こと。 搜索、 差 押 え、 勾 留、 公 訴  $\mathcal{O}$ 提 起 そ
- 五. 年の 文は 本人 を少年法 保 そ 護  $\mathcal{O}$ 事件 疑 1 に  $\mathcal{O}$ (昭 関 あ する手続 和二十三年法律第百六十八 る者とし て、 が 行 調査、 わ れ た こと。 観 護  $\mathcal{O}$ 号) 措置、 第三条第 審 判 保 \_ 項 護 処分そ 12 規定 す  $\mathcal{O}$ る 他  $\mathcal{O}$ 少
- 六 う。 性的 向 自 己  $\mathcal{O}$ 恋愛又 は 性 的 な 関 心  $\mathcal{O}$ 対 象 と なる 性 别 に 0 11 7  $\mathcal{O}$ 指 向 を 11
- 七 性自 自 己  $\mathcal{O}$ 别 に 0 11 7  $\mathcal{O}$ 認 識 を VI う。
- (個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)
- 第五条 定 めるも 条例  $\mathcal{O}$ は、 第十 次 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 各 号 個  $\mathcal{O}$ 人  $\mathcal{O}$ V 権利 ず れ カゝ 利 益を害 に 該当 「するも するおそれ のとする が大き 11 Ł  $\mathcal{O}$ لح L て 議 長 が
- 要配 個 人情 報 が含まれ る 保 有 個 人 情 報 (高 度な 暗号 化 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 個 人  $\mathcal{O}$
- $\mathcal{O}$ 漏え 11 滅失若 くは 毀損 。 以 下  $\mathcal{O}$ 条 12 お V て  $\neg$ 漏 え 11 等 11 う。

利益を保

深護 する

ため

に

必

要な

措置を講

じ

た

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

を除

以下

 $\mathcal{O}$ 

条に

お

て

同利

- が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 不 正 え に 等 利 が 用 され 発 生 ることに 又は 発 り財 生 産的 た おそれ 被 害 が が あ 生 る事 じ る お そ n が あ る 保 有 個 人 情
- 又 不 正 目的 た を おそ ŧ れ 0 て が あ わ る れ た お そ れ が あ る保有 個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 漏 え 11 等 が 発

お そ 有 が 情 る事 報 に 係 る 本 人  $\mathcal{O}$ 数 が 百 人 を 超 え る 漏 え い 等 が 発 生 又 は 発 生

あ

- 護 る するた 事 議長 態を は 知  $\otimes$ 0 条 に た 後、 必 例 第十 要な 当 範 \_ 該 条 井 に 事 本 態 文 お  $\mathcal{O}$ 11  $\mathcal{O}$ て、 状 規 況 定 に に 次 応 に ょ 定 Ü る  $\emptyset$ 通 て 速 る 知 事 P を す 項 カュ を に る 通 場 知 当 合 該 L に な 本 は け 人 れ  $\mathcal{O}$ ば 権 項 な 利 各 6 利 号 な 益 を 定 保 8
- 概要
- 漏え 11 等 が 発 生 L 又 は 発 生 た お そ れ が あ る 保 有 個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 項  $\exists$
- 三 原因
- 二次 被 害 又 は そ  $\mathcal{O}$ お そ れ  $\mathcal{O}$ 有 無 及 び そ  $\mathcal{O}$ 内
- 五. そ  $\mathcal{O}$ 他 参考 となる 事 項

(電磁 的 方法

- 第六条 例 第十 五. 条第 兀 項 に 規 定す る電 磁 的 方 法 は 次 に 掲 げげ る 方 法 とす
- 使用す 電話 番号を送受信 る通信 品端末機 器  $\mathcal{O}$ 12 た 送信  $\emptyset$ に する 用 い 方法 て電 他 磁 的 人に委託 記 録 を 相 手方 L て 行う  $\mathcal{O}$ 使 場合を含む 用 に係 る 携 7
- 電子 メ ル を送信 する方法 他 人に · 委 託 L て行う場合 を含 む。
- 条第 場合を含 に 用 前号 1 号 5 に れ 定 規定す る電気 め るも 通 る  $\mathcal{O}$ 電 信  $\mathcal{O}$ ほ 気通信をい (電気 か 通信 その受信を 事業法 う。  $\overline{\phantom{a}}$ する を送信する方 (昭 者を特 和 五十 九 定 法 年 L 法律 て情報を伝 (他 第八十六号) 人に委託 達する て 第二 た 8

色匿 加 工 情 報  $\mathcal{O}$ 安全 管 理 措 置  $\mathcal{O}$ 基 潍

- 第 七条 条例 第十六 条第 二項  $\mathcal{O}$ 議長 が 定め る 基 準 は 次  $\mathcal{O}$ と お ŋ と する
- 若 名 加 工 情 報 を取 り 扱 う 者  $\mathcal{O}$ 権 限 及 び 責任 を 明 確 に 定 8 る
- 工情報  $\mathcal{O}$ 結果に 若 名 を 加 基 適 工 情 づ 切 き改 報 に 取  $\mathcal{O}$ 善 り 取 扱 扱うととも を図るた 1 に 関 め す る規程 に に、 必要 その 類 な %を整備 措置を講 取 扱 V  $\mathcal{O}$ ずるこ 状 況 当 該 に 規 0 程 11 類に て 評 価 従 を 0 行 て 匿 1 7
- 匿名 を 防 止 加 す 工 情 る ため 報を に 取 り扱う 必要 か )正当な: つ適 切な措 権限 を 置 を 有 講 し な ず っること。 11 者 12 よる 匿 名 加 工 情 報  $\mathcal{O}$ 取 扱

個 情報 フ ア 1 ル  $\mathcal{O}$ 作 成 及 び 公表)

- 第 条第三 八条 項 項 お 議 は、 規 7 け 定 同 ľ ば に 個 人情 な ょ 6 ŋ を保 報 個 な 人 フ 情 有 ア す 報 1 る フ ル に ア (条例 至 イ 0 ル た 簿 第 とき に掲 +七 載し 条第二 は、 な 直 項 5 V に ŧ 各  $\mathcal{O}$ 号 を除 個 に 掲 人 <\_ 。 情 げ る 報 次 Ł フ 項 ア  $\mathcal{O}$ イ び CK 第 同
- フ ア イ ル は 議 会 が 保 有 7 11 る 個 人 情 報 フ ア イ ル を 通 U て  $\mathcal{O}$ 帳

とす

- 3 当 該 議長 は 情 個 人 フ 情 ア フ ル 簿を修 ア ル 簿に記 Ē な 載す け れ ~ ば き事項に なら な 変更が あ 0 たとき 直 ち に
- 4 きは、 又 はそ は  $\mathcal{O}$ 滞 個 人情報 な 人情報 当該 フ フ ア ア 個 1 イ 人 ル ル 情 が 簿に 報 条例 フ 掲載 ア 第十 イ 七 ル た に 条 個 第二項第 9 人情報フ V て  $\mathcal{O}$ 記 \_ ア 号 載 を  $\sim$ に 消  $\mathcal{O}$ 除 該 当 L 有 「する な を け Þ れ に  $\otimes$ 至っ ば たとき、 な らな た لح
- 5 え  $\mathcal{O}$ 技術 て置 議長 を利 き は 用 般 個 す  $\mathcal{O}$ 人 る 閲 情 方 覧 報 法 に フ に 供 ア する ょ 1 り ル 公 ととも 表 を 作 L な に、 成 け た れ ば とき ン な タ 5 は な ネ 遅 11 ツ 滞 な  $\mathcal{O}$ 利 用 そ  $\mathcal{O}$ れ 他 を  $\mathcal{O}$ 情 務 所 通
- 6 条例 第 七条第 \_ 項  $\mathcal{O}$ 議長 が 定 8 る事 項 は 次 掲 げ る 事 項 لح す
- 情 条例 フ ア 第二条第五 ル 别 項 第 \_ 号に 係 る 個 人 情 報 フ ア イ ル 又 は 同 項 第二号に . 係 る 個 人
- る個 条例 人 情 第二条第五 報 フ ア 1 項 ル があ 第 号に る とき 係 は、 る 個 そ 人  $\mathcal{O}$ 情 旨 報 フ ア イ ル に 0 11 て 第 九 項 に 規 定 す
- 7 条例 第 + 七 条第二項 第 \_ 号  $\sim$  $\mathcal{O}$ 議 長 が 定  $\otimes$ る 数 は 千 人 لح す る
- 8 個 人情報 条例 第 + フ 七 ア 1 条第二項 ル لح す 第一 号 1  $\mathcal{O}$ 議 長が定 め る 個 人 情 報 フ ア 1 ル は 次 に 掲 げ る
- げる に  $\mathcal{O}$ 掲 利 採 厚 げ 生に る者に 用 又 は 関 選 す 係 定 る事 る  $\mathcal{O}$ 項そ た 人 8 情  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 試 他 フ 験 ア に れ 1 関 6 ル す に で 準 る あ ず 個 0 る て、 人 事 情 項を 報 専 5 フ 記録 ア そ 1  $\mathcal{O}$ す ル 人 を含 る 事、 ŧ 給与  $\mathcal{O}$ 7 又 は 報
- イ 執行機関の職員又は当該職員であった者
- 口 は 遺 例 第 +七 条 第 項 第 \_ 号 イ に 規 定 す る 者 又 は イ に 掲 げ る 者  $\mathcal{O}$ 被 扶 養 者 又
- 報酬 せ 条例 て 記 録 第十 福 する 利 厚 七 条第二 生に 個 人情 関 する 報 項 第 フ 事 ア 号 項 1 そ ル イ  $\mathcal{O}$ で 12 他 あ 規定 0 れ て す る者及 5 に 専 らその 準 ずる び 前 事 号 人 項を記 事 1 又 議 は 録す 員 口 報 12 る 掲 **t**) げ 給 る  $\mathcal{O}$ 与 者 又 を は
- 9 条 ル Ŧī.  $\mathcal{O}$ 第 項第二号に 条 例 利 用 第 項 目 規 七 的 条第二 定 係 及  $\mathcal{U}$ 12 る 個 記 ょ 項 録 る 人 第三号 公表に 範 情 井 報  $\mathcal{O}$ フ 係 範 ア  $\mathcal{O}$ 議 进 る条例第二条第 1 長 内 ル んが定め で、 で あ る そ  $\mathcal{O}$ る ŧ 利 個  $\mathcal{O}$ とする 五. 用 人 一項第一 情 目 報 的 及 フ 号 び ア 記 に 1 係 録 ル る 範 は 個 用 が 人 情 例 第二 報 例 第 フ 条 ア 第

(開示請求書)

第 九 条 例 とす 第 +る 九 条 第 \_\_ 項 に 規 定 す る 開 示 請 求 書 は 開 示 請 求 様 式 第 号)

(開示請求等における本人確認手続等)

+り カュ とする 提示 例 第十 又は 提 九 条第二項 出 L な け れ ば 第三十二条第二項 な 5 な 11 書 類 は 又は 次 第三十  $\mathcal{O}$ 各 号 九 に 条第二 掲 げ る 書 項  $\mathcal{O}$ 類 規  $\mathcal{O}$ 定 11 ず に n

- され 規定 理 及 番号 Ł 名 づ 証 利 0) 開 す 用停 . 等 \_ た き び 示  $\mathcal{O}$ 書類で る 利 び 日 健 用 特 民 康 住 と 本 止 求 别  $\mathcal{O}$ 認 等 保 所 請 11 書 う 永住 定法 に関 又は あ 玉 険 求 籍 を 0  $\mathcal{O}$ 訂 て、 者 を 第 す 居 す 被 正 る者 証 離 +る法 保 に 所 請 当該 明書そ 脱 記 九 険 لح 求 者証 条 同 書 L 律第二条第七 の三に 以 開 た さ 又 \_  $\mathcal{O}$ 者 0) 下 示 れ は 請 他 等 行 氏 利 7 規定す 政手 名 求者等が 法  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 用 11 律 出 及 条 る 停 又 入 項 続 び に 開 止 は 玉 る に 12 住 お 示 本  $\sum_{i}^{n}$ 在留 管 規定する お 所 請 求 11 れ 理に け 求 又 7 書 人であることを確 をす に 力 は る 以 特 基づ 居 関 ] 開 ド 定 す 個 所 示 る 下 る  $\mathcal{O}$ が 請 者 人 番号 特例  $\mathcal{O}$ 命令 日 個 記 求 本 載 人 者 訂 条 力 を 等  $\mathcal{O}$ 法 玉 さ 正 に 認す 識 規 第 لح れ 請 お 定 七  $\mathcal{O}$ ド 別 求 て لح 11 るに に 条第 平 す 11 を 7 11 う。 ょ 和 る 出 る す 条 た る 足 り \_ 運 開 入 交付 玉 項 約 ŋ 8 示 12 請  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 又
- き が 前号 な 適 11 当 場 と認 合 掲 げ に 8 あ る 書類 る 0 て は、 をや 類 当 む 該 を 開 得 示 な 請 11 求者 理 由 等 に が ょ 本 り 提示 人で あ し る 又は ことを 提 確認するた 出 すること が  $\otimes$ 議 で
- 2 は  $\mathcal{O}$ 項及 前項 示 び 請  $\mathcal{O}$ 次 求 書等 規 項 定 12 を議 12 お カュ 11 長 て カコ に送付 わ 「開示 6 ず 請 次に 求 7 等 開 掲 示 げ と 請 る 1 求 書類 う。 訂  $\overline{\phantom{a}}$ を 正 議長 をす 請求 に る 又 場合に 提 は 出 利 す 用 れ は 停 ば 止 開 請 足 り 示 求 請 以 求
- 前項 号 掲 げ る 書 類  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン を 複 写 機 に ょ ŋ 複 写 L た ŧ)  $\mathcal{O}$
- る日 あ ることを示す そ 前  $\mathcal{O}$ 三十 者  $\mathcal{O}$ 住 日 以 民 ŧ 内 票 12  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 作 とし 写 成され L そ 7 議  $\mathcal{O}$ 長が た 他 そ Ł 適当と  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 者 が 認 前 号  $\otimes$ る に 書類 掲 げ で る あ 書 類 0 に て 記 開 載 示 さ 請 れ 求 た 等 本 を す で
- 3 資 理 人が 条例 に 証 開 第 提 示 +明 示 請 する書類(開示請 八 条第二項 求等をする場合に 又 は 提出 第三十一条第二項 L 求等をする日前三十 なけ は、 れ ばなら 当該 代 な 又 理 人 は第三十 11 は 日 以 戸 内 籍 八条第二 に 謄 作 成 本、 され 委 項 任  $\mathcal{O}$ た 状 規 ŧ そ 定  $\mathcal{O}$ に に  $\mathcal{O}$ 限 他 ょ る。) そ 1) 代  $\mathcal{O}$
- に な そ 開示 資 請 求 格 を喪 を L た 失 代 L たとき 理 人は は、 当該開示請 直 5 に、 求に係る保 書 面 で そ  $\mathcal{O}$ 旨 有 を 個 議長 人情 に 報 届  $\mathcal{O}$ け 開 出 示 を受け な け n ば る な
- 5 4 前 な 項 す  $\mathcal{O}$ 定 に ょ る 届 出 が あ 0 た とき は 当 該 開 示 請 求 は 取 V) 下 げ 6 れ た b  $\mathcal{O}$

(開示決定等の通知)

- +開示 条例 定 に係 第二十 る 保 匝 有 条第 個 情 項 報  $\mathcal{O}$ 議 0 長 が V 定 て 求 8 る事  $\otimes$ ることが 項は できる 次 に 掲 開 げ 示 る  $\mathcal{O}$ 事 実施 項と す  $\mathcal{O}$ 方
- よる申 に お 事務 け 出 所 る をする 開示 に お  $\mathcal{O}$ け 際に 実施 る 開 事務所に を求め 示を実施 る お 場合にあ することが ける開 示 0 できる を実施することが て は、 条例 月 第二十 時 間 及 凣 で び 場所 きる 条第三項 日 並  $\mathcal{O}$ びに う  $\mathcal{O}$ 事務所 ち 規 定 カコ 12 6
- 三 要する 写し 日  $\mathcal{O}$ 数及 送 付 び送付  $\mathcal{O}$ 方法 に要する による保有 費用 個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 開示を実施する 場 合 に お け る 準 備 に

事務所

E

おけ

る

開示

の実施を希望する

日

を

選択すべ

き旨

兀 電子 要する日数そ 情 報 如理組 織  $\mathcal{O}$ を使用 他当該開 て保 示  $\mathcal{O}$ 実施 有 個 人 に 情 必 要な 報  $\mathcal{O}$ 事 開 項 示 を 実施 す る 場 合 に お け る

(開 示 決 定通 知 書

- 第十二条 条例 第二十 兀 条第 項  $\mathcal{O}$ 面 は 開 示 決 定通 知 書 (様式 (第二号) す
- 2 条例 第二十四条第二 項  $\mathcal{O}$ 書面 は 開 示 を な 1 旨の 決 定 通 知 書 ( 様 式 第三号)

とする

(開示決 定等 期 限 延長通知書)

第十三条 条例 第二十五条第二項の 書 面 は 開 示決定等 期 限 延長通 知 書 (様 式 第 兀

(開示 決定等 号) とす

期限 特 例 延長通 知 書

第 十四条 第五号) とす 条例第二十 -六条第 \_\_ 項 0 書面 は、 開 示 決定等 期 限 特例 延長通 知 書 (様 式

(第三者 意見照会書等

- 十 · 五 条 条 例 第二十 -七条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 通 知 は 第三者 意 見 照 会書 様 式 第
- に ょ り行うも のとする。
- 2 条例第二十 七条第二項の 書面 は 第三者 意見照会書 (様 式 第 七 号) とす
- 3 八号) 条例第二十 とする 七条第一 項 又 は 第二項  $\mathcal{O}$ 意見 書は 第三者 開 示 決 定等意見書 (様 式
- 4 る第三者 れ 求に 議長は、 ばな 5 係 な る 保有 対 条例第二十 個 人情 当 該第三者に 報 七  $\mathcal{O}$ 条 本 第 人 \_ 関  $\mathcal{O}$ 項 権 する情報 又 利 は 利 第二 益 を不 項  $\mathcal{O}$ 内  $\mathcal{O}$ 規定に 当に 容を通 侵 害 知 ょ す ŋ L Ź な に 同 11 当 よう 条 た 第 0 \_ 留意し ては 項 12 規 定 な 開 示 す
- 5 条例 第二十 七 条 第 \_ 項  $\mathcal{O}$ 議 長 が 定 8 る 事 項 は 次 に 掲 げ る 事 項 لح す
- 示 求  $\mathcal{O}$ 年 户
- 光書を提 出 す る 場 合  $\mathcal{O}$ 提 出 先 及 び 提 出 期
- 6 条 第二十 七 条第二 項  $\mathcal{O}$ 議 長 が 定  $\otimes$ る 事 項 は 次に 掲げ る事項とする。

- 項 掲 げ
- 条例 七 条 第 二項 各  $\mathcal{O}$ VI ず れ 12 該 当す る カコ  $\mathcal{O}$ 別 及 び そ  $\mathcal{O}$ 理
- 例 第二十 七 条第三 式 第 九 項  $\mathcal{O}$ 書 面 る。 は 開 示 決 定 通 知 を 行 0 た 旨  $\mathcal{O}$ 反 対 意 見 書 提 出 者

 $\mathcal{O}$ 

通

知

(様

号)

とす

- 電 磁 的 記 録  $\mathcal{O}$ 開 示方 法
- 十六条 対 口 る グラム う。 電磁 する 以下 指令 的 に 記 より 例 同 で 録 ľ 第二十 あ  $\mathcal{O}$ 行うことが 種 0 別に  $\overline{\phantom{a}}$ て、 八 を 応じ 条第 用 \_ 11  $\mathcal{O}$ で て 結果を得るこ きる 行う 当該 項に 各号 規定す 必 ŧ 要が  $\mathcal{O}$ に に 限 あ 掲 る と る。 るも が 議 げ る方 長 できるよう が  $\mathcal{O}$ とす にあ 法 定  $\widehat{\mathcal{J}}$  $\emptyset$ る。 2 る 12 て 口 方 組 は、 法 グ 4 ラ は 議会が 合 A わさ 次 電  $\mathcal{O}$ 保有 れ 子 た 計 す ŧ  $\mathcal{O}$ 掲 プ げ
- 該 電磁的 録 音 テ 記 プ、 録を専用 ビデ オテ 機器 に ょ プ そ り 再生  $\mathcal{O}$ 他音 L た 声 b 又 は  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 映 像が 視聴 又は 記 録 複写 され た た 電 ŧ 磁 的  $\mathcal{O}$ 記  $\mathcal{O}$ 交 付
- 前号に た Ł  $\mathcal{O}$ 規定する電 の閲覧又は 交付 磁的 記 録 以 外  $\mathcal{O}$ 電 磁 的 記 録 当該 電 磁 的 記 録 を用 紙 に 出 力
- 受け 装 又は当該  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 示 機 置  $\mathcal{O}$ 前 を含 項 す る と あ 閲 第二 る を 者 9 覧 ことが 又 電  $\mathcal{O}$ む 電 T 使用 号 は は 気通信回 以下この 複写し 的 の規定に 容易 議会が保有するプ に係 記録を電子情 たも 線 で る 電子計算 項に あ で接 カュ カュ る  $\mathcal{O}$ 続し ときは、 お  $\mathcal{O}$ わ 報処 交付 1 5 機に て同 ず、 た電子情報 口 理  $\mathcal{O}$ グラム 備えら r. 当該 当該方法とす 組 方法(プ 織  $\overline{\phantom{a}}$ 電 (議会 に 磁的 れ 処理 と開示を受け ょ た 口 り行 記録 組織 フ  $\mathcal{O}$ グラム 使用 るこ ア 1 うことが を を とが ル 11 に を 専 う。 に複写 係る電 る者 用 用 できる い 機  $\overline{\phantom{a}}$ で 器に  $\mathcal{O}$ て行う必 きるも させ 使用 子 を 計 使 ょ 算機 る 用 に係る電子 り  $\mathcal{O}$ 要が 方 再 に 法 生 入 7 限 あ に 開 る。 出 た ょ 示 計 1) 力 4
- 3 れ き を行 は 録 前  $\mathcal{O}$ 保 項に う 当 ことが 該 存に支障を生ずる 電 定 磁  $\emptyset$ る方 できる 的 記 録 法 を に 複写 ょ おそ る電 i た 磁 れ ŧ が 的 あると 記録  $\mathcal{O}$ 又 は  $\mathcal{O}$ 認め 開 用 紙 示 に に るときそ 出 あ 力 0 て は た  $\mathcal{O}$ ŧ 他 正  $\mathcal{O}$ 議 当な理 長  $\mathcal{O}$ は 写 由 当該 が ょ 電 ŋ あ る 磁 的

示  $\mathcal{O}$ 実施  $\mathcal{O}$ 方法 等 0 申出

- 書 七条 面 条例 ŋ 第 わ 二十 な け 八条第三項の n ば なら な VI 規 定 に ょ る 申 出 は 次 に 掲 げ る 事 項 た
- 方法  $\mathcal{O}$ 求 に 実 8 ょ 開  $\mathcal{O}$ る 方 開 示 法 示  $\mathcal{O}$ 実  $\mathcal{O}$ 施 実 施  $\mathcal{O}$ 方法 を 求  $\emptyset$ 開 る 場 示 決定 合 に あ に 係 0 て る 保 は 有 個 そ  $\mathcal{O}$ 人 情 旨 及 報 び  $\mathcal{O}$ 当 部 該 分ごとに 部 分ごと 異 な  $\mathcal{O}$ 開 る
- 7 は 示 そ  $\mathcal{O}$ 定 旨 及 係 び る 当 保 有 該 個 部 情  $\mathcal{O}$ 部 に 0 V て 開 示  $\mathcal{O}$ 実施 を 求 &る 場合 0

- 事務 所に お ける 開 示  $\mathcal{O}$ 実施を求める場合にあ 0 て は、 事務所に お け Ś 開 示  $\mathcal{O}$
- 実施を希望する日
- 兀 写し の送付  $\mathcal{O}$ 方法に よる保有 個 人 情 報 の開示  $\mathcal{O}$ 実施を求 8 る場合に あっ
- 記載された事項を変更し な V ときは、条例第二十八条第三項の規定による申出 は、
- することを要しない。

2

条例第二十

·四条第一

項

 $\mathcal{O}$ 

規定に

よる通知が

あ

0

た場合にお

いて、

開示請求書に

その旨

- (訂正請求書)
- 第十八条 条例第三十二条第 \_ 項に規定する訂正請求書は、 訂正請求書 (様式第十
- 号)によるものとする。
- (訂正決定通知書等)
- 第十九条 条例第三十四条第一項の書面 は、 訂正決定通 知書 (様式第十 一 号) とす
- とする

2

条例第三十四条第二項の

書面

は

訂

正を

しな

11

· 旨

 $\mathcal{O}$ 

決定通知書(様式第十二号)

- (訂正決定等期限延長通知書
- 第二十条 条例第三十五条第二項の書面 は、 訂正決定等期 限延長通 知書 (様式第十
- 三号)とする。
- (訂正決定等期限特例延長通知書)
- 第二十一条 条例第三十六条の 書面 は、 訂正決定等期限 特例 延長通知書 (様式第十
- 四号)とする。
- (保有個人情報提供先への訂正決定通知書)
- 第二十二条 条例第三十 七条  $\mathcal{O}$ 書面 は、保有個 人 情報提供先  $\sim$  $\mathcal{O}$ 訂 正 決定通知書(様
- 式第十五号)とする。
- (利用停止請求書)
- 7二十三条 条例第三十九条第 一項に規定する利 用 停 止 請 成者は 利用 停止 請 求 書
- (様式第十六号) によるものとする。
- (利用停止決定通知書等)
- 第二十四条 条例第四十一条第 \_ 項  $\mathcal{O}$ 書面 は、 利 用 停 止 決定通 知 書 (様式 第十七号)
- とする。
- 2 条例第四十一 条第二 項  $\mathcal{O}$ 書面 は、 利用 停 止を な V) 旨  $\mathcal{O}$ 決定通知書 (様式第十
- 八号)とする。
- (利用停止決定等期限延長通知書)
- 第二十五条 条例第四十二条第二項の 書面 は、 利用 停止決定等期限 延長通知書 (様

式第十九号)とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第二十六条 条例第四十三条の 書面 は、利用停止決定等 期限特例延長通知書 (様式

第二十号)とする。

(諮問をした旨の通知書)

第二十七条 条例第四十五条第二項の規定に よる通知 は、 諮 問をした旨  $\mathcal{O}$ 通知書(様

式第二十一号)により行うものとする。

附則

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

2 条第一項の規定の適用に の保有する個人情報の保護に この告示の施行の際現に議会が 0 V ては、 関する条例施行規程(令和五年埼玉議会告示第一号) 保有 同 項 して 中 「直ち いく る個 人情 に」とある 報フ ア のイ はルに 「埼玉県議会ついての第八 0

の施行後遅滞なく」とする。

#### 開示請求書

埼玉県議会議長 様   氏名						年	月	日
住所又は居所 〒	埼玉県議会議長 様							
〒		氏名						_
Tu ( )  「Tu ( )  「		住所又は	は居所					
埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次のおおり保有個人情報の開示を請求します。  1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)  2 求める開示の実施方法等 ア、イ又はウのいずれかを選択してください。 ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> □閲覧 □写しの交付 □その他( ) <実施の希望日> 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 3 本人確認等		₹						
おり保有個人情報の開示を請求します。  1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)  2 求める開示の実施方法等 ア、イ又はウのいずれかを選択してください。  ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> □閲覧 □写しの交付 □その他( ) <実施の希望日> 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 3 本人確認等		Tel		(	)			_
おり保有個人情報の開示を請求します。  1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)  2 求める開示の実施方法等 ア、イ又はウのいずれかを選択してください。  ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> □閲覧 □写しの交付 □その他( ) <実施の希望日> 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 3 本人確認等								
<ol> <li>開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)</li> <li>求める開示の実施方法等 ア、イ又はウのいずれかを選択してください。</li> <li>事務所における開示の実施を希望する。 &lt;実施の方法&gt; □閲覧 □写しの交付 □その他( ) &lt;実施の希望日&gt; 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。</li> <li>3 本人確認等</li> </ol>				る条例第	19条第1	項の規定に	こより、	次のと
<ul> <li>2 求める開示の実施方法等         ア、イ又はウのいずれかを選択してください。</li> <li>ア 事務所における開示の実施を希望する。         &lt;実施の方法&gt; □閲覧 □写しの交付         □その他( )         &lt;実施の希望日&gt; 年 月 日         イ 写しの送付を希望する。         ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。</li> <li>3 本人確認等</li> </ul>	おり保有個人情報の開示	を請求しま	す。					
<ul> <li>2 求める開示の実施方法等         ア、イ又はウのいずれかを選択してください。</li> <li>ア 事務所における開示の実施を希望する。         &lt;実施の方法&gt; □閲覧 □写しの交付         □その他( )         &lt;実施の希望日&gt; 年 月 日         イ 写しの送付を希望する。         ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。</li> <li>3 本人確認等</li> </ul>	1 開示を請求する保有	個人情報(	具体的に特	定してく	ださい。)			
<ul> <li>ア、イ又はウのいずれかを選択してください。</li> <li>ア 事務所における開示の実施を希望する。</li> <li>〈実施の方法〉 □閲覧 □写しの交付 □その他( )</li> <li>〈実施の希望日〉 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。</li> <li>ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。</li> <li>3 本人確認等</li> </ul>				· · · · · ·				
<ul> <li>ア、イ又はウのいずれかを選択してください。</li> <li>ア 事務所における開示の実施を希望する。</li> <li>〈実施の方法〉 □閲覧 □写しの交付 □その他( )</li> <li>〈実施の希望日〉 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。</li> <li>ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。</li> <li>3 本人確認等</li> </ul>								
<ul> <li>ア、イ又はウのいずれかを選択してください。</li> <li>ア 事務所における開示の実施を希望する。</li> <li>〈実施の方法〉 □閲覧 □写しの交付 □その他( )</li> <li>〈実施の希望日〉 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。</li> <li>ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。</li> <li>3 本人確認等</li> </ul>		\\_\						
<ul> <li>ア 事務所における開示の実施を希望する。</li> <li>&lt;実施の方法&gt; □閲覧 □写しの交付 □その他( )</li> <li>&lt;実施の希望日&gt; 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。</li> <li>ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。</li> <li>3 本人確認等</li> </ul>			1 ナノゼチ					
<実施の方法>       □号しの交付         □その他(       )         <実施の希望日>       年 月 日         イ 写しの送付を希望する。       ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。         3 本人確認等	<u> </u>	·	·	· · · ·				
□その他( ) (実施の希望日> 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 3 本人確認等								
<実施の希望日>       年 月 日         イ 写しの送付を希望する。       ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。         3 本人確認等			の父何				,	
イ 写しの送付を希望する。 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 3 本人確認等							,	)
ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 3 本人確認等		·	月 日					
3 本人確認等		-						
	ウ電子情報処理組織を	を使用した開	引示を希望す	<sup>ト</sup> る。				
ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人	3 本人確認等							
	ア 開示請求者 □本力	□法定代	□ □ □ □ □ □	£意代理。	\			

イー請求者本人確認書類							
□運転免許証 □健康保険被保険者証							
□個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)							
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登	绿証明						
書							
□その他 ( )							
※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してくだる	Z / /°						
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してくた	ごさい。)						
(ア) 本人の状況 □未成年者( 年 月 日生) □成年被後見丿							
□任意代理人委任者							
(ふりがな)							
(イ) 本人の氏名							
(ウ) 本人の住所又は居所							
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してく	ださい。						
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他(	)						
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。							
請求資格確認書類 □委任状 □その他( )							

Г

#### 開示決定通知書

 埼議第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1	開示する保有個人情報 (全部開示	•	部分開示	)
2	不開示とした部分とその理由			
	教		示	

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、 この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなく なります。

#### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以

内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県議会議長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3	開示する保有個人情報の利用目的

#### 4 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等
- (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間: 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)

時間:

場所:

- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)
- (4) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合

#### 様式第3号(第12条第2項関係)

#### 開示をしない旨の決定通知書

 埼議第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有	
個人情報の名称等	
開示をしないことと	
した理由	

教 示

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、 この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなく なります。

#### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉

県を代表する者は、埼玉県議会議長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

#### 開示決定等期限延長通知書

埼議第	<b>等</b>	号
年	月	В

様

埼玉県議会議長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係							
る保有個人情							
報の名称等							
延長後の期間	日	(開示決定等期限	年	月	日)		
延長の理由							

#### 開示決定等期限特例延長通知書

 埼議第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有	
個人情報の名称等	
条例第26条の規定	
(開示決定等の期限	
の特例)を適用する	
理由	
	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、
残りの保有個人情報	残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う
について開示決定等	予定です。
をする期限	
	年 月 日

#### 第三者意見照会書

 埼議第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県議会議長

印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱 わせていただきます。

開示請求に係る保有							
個人情報の名称等							
開示請求の年月日	年	月	日				
開示請求に係る保有							
個人情報に含まれて							
いる に関する情							
報の内容							
辛旦妻の担山生	埼玉県議	会事務	局				
意見書の提出先	₹			Tel	(	)	
意見書の提出期限	年	月	日				

#### 第三者意見照会書

 埼議第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県議会議長

印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うことなっております。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱 わせていただきます。

開示請求に係る保有						
個人情報の名称等						
開示請求の年月日	年	月	日			
条例第27条第2項						
第1号又は第2号の	適用区分	□第	1号、	□第2号		
規定の適用区分及び	(適用理	由)				
その理由						
開示請求に係る保有						
個人情報に含まれてい						
る に関する情報の						
内容						
意見書の提出先	埼玉県議会		e.			

	₹			Tel ( )
意見書の提出期限	年	月	日	

#### 第三者開示決定等意見書

年	月	E
+	月	F

埼玉県議会議長	様
---------	---

氏名			
住所又は居所			
₸			
Tel	(	)	

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有	
個人情報の名称等	
	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。
	□保有個人情報を開示されることについて支障がある。
開示に関しての御意	(1) 支障(不利益)がある部分
見	
	(2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

#### 様式第9号(第15条第7項関係)

#### 開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

 埼議第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県議会議長

囙

から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保					
有個人情報の名称					
等					
開示することとし					
た理由					
開示決定をした日	年	Ξ	月	日	
開示を実施する日	年	Ē	月	目	

教 示

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、 この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなく なります。

#### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以

内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県議会議長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

#### 訂正請求書

						年	月	目
埼玉県議会議長 様								
	氏名 E所又は居所 =	<u></u>						_
<u>—</u> <u>Tr</u>	EL		(	)				-
埼玉県議会の保有する個人 おり保有個人情報の訂正を請 訂正請求に係る保有個人情 報の開示を受けた日		に関す <u></u> 月	<sup>ト</sup> る条例  日	第32条	第1項6	の規定に	.より、	次のと
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定证 開示決定证 開示決定证	通知書	の日付:	年			名称等	:
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)							

1	訂正請求者	□ 本人		法定代理人	□任意代理人	
2	請求者本人確認	書類				
	□運転免許証 □	健康保険被保	険者証			
	□個人番号カード	又は住民基本	台帳力	ード(住所記載	載のあるもの)	

□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明
書
□その他( )
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してくださ
V ¹₀
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
(1) 本人の状況 □未成年者 (年月日生)□成年被後見人
□任意代理人委任者
(ふりがな)
(2) 本人の氏名
(3) 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他( )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □委任状 □その他( )

#### 訂正決定通知書

 埼議第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保	
有個人情報の名称	
等	
訂正請求の趣旨	
	(訂正内容)
訂正決定をする内	
容及び理由	(訂正理由)

教 示

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、 この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなく なります。

#### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場

合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県議会議長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

#### 様式第12号(第19条第2項関係)

#### 訂正をしない旨の決定通知書

 埼議第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、 次のとおり通知します。

訂正請求に係る	
保有個人情報の	
名称等	
訂正をしないこ	
ととした理由	

教示

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、 この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなく なります。

#### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以

内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県議会議長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

#### 訂正決定等期限延長通知書

埼議第	亨	号
年.	月	F

様

埼玉県議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係							
る保有個人情							
報の名称等							
延長後の期間	日	(訂正決定等期限	年	月	日)		
延長の理由							

#### 様式第14号(第21条関係)

#### 訂正決定等期限特例延長通知書

埼議	第	号
年	月	日

様

埼玉県議会議長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保						
有個人情報の名称						
等						
条例第36条の規						
定(訂正決定等の期						
限の特例) を適用す						
る理由						
訂正決定等をする	年					
期限	7	月	日			

#### 様式第15号(第22条関係)

#### 保有個人情報提供先への訂正決定通知書

 埼議第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県議会議長

印

に提供している次の保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保	
有個人情報の名称	
等	
訂正請求者の氏名	(氏名、住所等)
等保有個人情報の	
特定するための情	
報	
訂正請求の趣旨	
	(訂正内容)
訂正決定をする内	
容及び理由	
	   (訂正理由)
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

#### 利用停止請求書

年 月 日

埼玉県議会議長 様

氏名			
住所又は居所			
〒			
Tel	(	)	

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、次のと おり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有	
個人情報の開示を受けた	年 月 日
目	
	開示決定通知書の文書番号:
開示決定に基づき開示を	開示決定通知書の日付: 年 月 日
受けた保有個人情報	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等:
	(趣旨)
   利用停止請求の趣旨及び	□第1号該当 → □利用の停止、□消去
理由	□第2号該当 → 提供の停止
· 工品	(理由)

1	利用停止請求者	□本人	□法定代理人	□任意代理人
2	請求考末人確認言	<b>上</b> 粨		

□運転免許証 □健康保険被保険者証	
□個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)	
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登	经绿証明書
□その他( )	
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付して	ください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してく	(ださい。)
(1) 本人の状況 □未成年者 ( 年 月 日生) □成年被後見人	
□任意代理人委任者	
(ふりがな)	
(2) 本人の氏名	
(3) 本人の住所又は居所	
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してく	ください。
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他(	)
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	
請求資格確認書類 □委任状 □その他(	)

#### 利用停止決定通知書

 埼議第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係	
る保有個人情報の	
名称等	
利用停止請求の趣	
N H	
	(利用停止決定の内容)
利用停止決定をす	
る内容及び理由	(利用停止の理由)

教示

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、 この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなく なります。

#### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県議会議長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

#### 様式第18号(第24条第2項関係)

#### 利用停止をしない旨の決定通知書

 埼議第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係	
る保有個人情報の	
名称等	
利用停止をしない	
こととした理由	

教示

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、 この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなく なります。

#### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県議会議長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

#### 利用停止決定等期限延長通知書

埼議第	号	
年	月	Н

様

埼玉県議会議長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係						
る保有個人情報の						
名称等						
延長後の期間	日	(利用停止決定等の期限	年	月	日)	
延長の理由						

#### 利用停止決定等期限特例延長通知書

埼議第	号	
年.	月	Н

様

埼玉県議会議長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有						
個人情報の名称等						
条例第43条の規定(利 用停止決定等の期限の特 例)を適用する理由						
利用停止決定等をする期 限	年	月	日			

#### 諮問をした旨の通知書

埼議	号			
年	月	日		

様

埼玉県議会議長

印

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり埼玉県個人情報保護審査会に諮問したので、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保									
有個人情報の名称									
等									
審査請求に係る開									
示決定等[訂正決定									
等、利用停止決定									
等]									
	(1)	審査詞	青求日						
審査請求	(2)	審査詞	青求の起	<b></b> 重旨					
諮問日·諮問番号		年	月	目•	諮問	号			